

摂津市教育大綱 骨子案

- 策定の趣旨： 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定により、市長が定める。
- 大綱の位置づけ： 第4次摂津市総合計画の基本構想に定める教育に関する部分をもって大綱として定める。
- 大綱の期間： 第4次摂津市総合計画に合わせて平成32年までとする。

第4次摂津市総合計画

7つのまちづくりの目標

1. 市民が元気に活動するまち
2. みんなが安全で快適に暮らせるまち
3. みどりうるおう環境を大切にするまち
4. 暮らしにやさしく笑顔あふれるまち
5. 誰もが学び成長できるまち
6. 活力ある産業のまち
7. 計画を実現する行政経営

政策

- ①平和と人権を大切にするまちにします
- ③誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします
- ①生涯学習を通じて心豊かなうるおいと安らぎを感じるまちにします
- ②自ら学び、自ら考えることのできる子どもを育むまちにします
- ③文化・スポーツを通じて市民が元気なまちにします



摂津市教育大綱

基本理念

1. 誰もが学び成長できるまち
2. 暮らしにやさしく笑顔あふれるまち

基本方針

- ①生涯学習を通じて心豊かなうるおいと安らぎを感じるまちにします
- ②自ら学び、自ら考えることのできる子どもを育むまちにします
- ③文化・スポーツを通じて市民が元気なまちにします
- ①平和と人権を大切にするまちにします
- ②誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします